

新宿区教育委員会会議録

平成18年第6回定例会

平成18年6月2日

新宿区教育委員会

## 平成18年第6回新宿区教育委員会定例会

日 時 平成18年6月2日(金)

開会 午後 2時00分

閉会 午後 3時04分

場 所 新宿区役所6階第4委員会室

### 出席者

#### 新宿区教育委員会

委 員 長	内 藤 頼 誼	委 員	櫻 井 美 紀 子
委 員	熊 谷 洋 一	委 員	木 島 富 士 雄
教 育 長	金 子 良 江		

#### 説明のため出席した者の職氏名

次 長	今 野 隆	中 央 図 書 館 長	小 柳 俊 彦
教 育 政 策 課 長	渡 部 優 子	教 育 指 導 課 長	木 下 川 肇
教 育 環 境 整 備 課 長	小 池 勇 士	学 校 運 営 課 長	杉 原 純
副 参 事	山 田 秀 之	生 涯 学 習 振 興 課 長	本 間 正 己
生 涯 学 習 財 団 担 当 課 長	小 野 寺 孝 次		

### 書記

教 育 政 策 課 管 理 係 長	久 澄 聰 志	教 育 政 策 課 管 理 係 主 査	伊 丹 昌 広
教 育 政 策 課 管 理 係	岩 崎 鉄 次 郎		

## 議事日程

### 報 告

- 1 平成17年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について（教育政策課長）
- 2 平成18年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について（学校運営課長）
- 3 平成18年度新宿区立幼稚園園児数について（学校運営課長）
- 4 専門学校と新宿区立図書館との交流事業について（中央図書館長）
- 5 文部科学省著作教科書及び107条図書の採択方針及び今後の日程について（教育指導課長）
- 6 第2回西戸山地区中学校統合協議会について（教育環境整備課長）
- 7 西早稲田中学校、新宿中学校の起工式典及び建設工事にかかる説明会の開催について（口頭）
- 8 幼保連携・一元化の取組み状況について（四谷子ども園開設準備等担当副参事）
- 9 その他

開 会

内藤委員長 ただいまから、平成18年新宿区教育委員会第6回定例会を開会します。

本日の会議には全員が出席しておりますので、定足数を満たしています。

本日の会議録の署名者は、熊谷委員にお願いします。

熊谷委員 はい。

報告1 平成17年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の  
実施状況について

報告2 平成18年度新宿区立小・中学校等児童生徒数について

報告3 平成18年度新宿区立幼稚園園児数について

報告4 専門学校と新宿区立図書館との交流事業について

報告5 文部科学省著作教科書及び107条図書の採択方針及び今後の日程に  
ついて

報告6 第2回西戸山地区中学校統合協議会について

報告7 西早稲田中学校、新宿中学校の起工式典及び建設工事にかかる説明会  
の開催について

報告8 幼保連携・一元化の取組み状況について

報告9 その他

内藤委員長 それでは、本日は議案がございませんので、事務局から報告を受けます。

報告1から報告8までについて一括して説明を受け、質疑を行います。

事務局から説明をお願いします。

教育政策課長 それでは、まず最初に、平成17年度新宿区教育委員会情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況について報告させていただきます。

まず、報告1の実施状況の表紙を見ていただけますでしょうか。

この個人情報保護制度につきましては、17年4月に全面改正いたしまして、改正後の実施状況ということでございます。なお、第21条に毎年6月末までに公表することとなっておりますので、その公表に先立ちまして、本日御報告するというものでございます。

表1から3までにつきましては、公文書公開請求の件でございます。表4から10までにつ

きましては、自分の個人情報について開示とか利用停止等の申出のものでございます。表11から表19までにつきましては、教育委員会がどのような個人情報を保有しているかとか、外部提供をどのようにしているかとか、業務委託とか指定管理者によって個人情報がどのようなものがあるかということが一覧表になっているわけでございます。このうち、17年度改正で新たに加えたものが表14と表17と表18。これについては後で説明いたしますが、それだけでございます。表13の個人情報業務登録一覧につきましては、17年度改正でもって、従来の教育委員会の個人情報すべてを登録し直しましたので、今現在、これで全部が教育委員会の持っている個人情報ということでございます。18年度以降につきましては、これを基に修正、廃止、新規を加えていくということになるわけでございます。

1 ページをお開きください。

平成17年度公文書公開請求等の状況の総括表でございます。公開請求等の件数でございますけれども、在住者が8件、事業者が6件、在学者が1件、利害関係人が1件、計16件でございます。それから、任意公開申出書。これは、この請求権者の枠組みに入らない方でございますけれども、これにつきましては部分公開とか非公開に、この公開請求でなるわけでございますが、これについて不服申立てができないという方がこの分類に入るわけでございます。全部で20件でございます。そのうちの公開可否等決定件数でございますけれども、全部公開が11件、部分公開が7件、非公開が1件、不存在が1件で、計20件でございます。

次にその下にいきますが、不服申立てでございますけれども1件ございまして、審査会への諮問が1件。これは現在審査中でございます。これは16年に請求がありまして、部分公開いたしました。それについて不服申立てが17年度にあったものでございますので、これはまだ審査中ということになってございます。

次のページをお開きください。

公開文書につきましては、たくさんあるものですから、部分的に説明だけさせていただきます。まず1番でございますけれども、教育政策課でございますが、教科書展示会におけるアンケート、教育委員会に寄せられた陳情書類の署名を除くものを公開してくれということで、これは部分公開でございます。これにつきましては、非開示部分はこの表のとおり、法人等の印鑑の印影とか代表者の印影とか、個人の氏名、住所、電話番号等は非開示部分になってございます。

次に5番、教育指導課の分でございますが、「教え上手な先生あり方検討会」の参加者の旅行命令簿。それから「教え上手な先生あり方検討会」での配布資料、同じく会議録、これ

を対象文書としているわけですが、これは部分公開でございまして、旅行命令簿のうちの給料等級号給を非開示にしているということでございます。

次に3ページをお願いいたします。

15番でございますけれども、教育指導課の平成18年度の中学校教科用図書調査報告書、学校調査の美術の部分のみということで、これは非公開でございます。全部に対して非公開ということでございます。理由につきましては、審議、検討、協議に関する情報なものですから、行政運営情報ということで非公開ということでございます。

次18番、生涯学習振興課でございますけれども、新宿区下落合4-9-17にかかわる埋蔵文化財照会についてでございますが、これは全部公開で公開しているというような状況になってございます。説明は雑駁でございますが、これについては以上でございます。

次に、表3の公文書公開請求の異議申立て状況でございますけれども、これは中央図書館に異議申立てをしております。平成8年から平成16年までの中央図書館の職員の配置表を公開してくれということでございますが、これは部分公開でございます。その理由でございますけれども、配置表の保存年限が1年なものですから、8年から14年までについては不存在ということで、平成15年と16年に公開しているということでございます。これは、異議申立てが17年4月にありまして、諮問が9月にありまして審査中でございます。

次のページでございます。

表4でございます。この自己情報開示請求の状況でございますけれども、自分の情報についての請求をするというものでございます。請求件数が2件、部分開示が2件、計2件でございます。不服申立てにつきましては8件で、審査会へ諮問が8件でございます。審査会答申がゼロ件でございます。

次に自己情報訂正請求の状況の総括表、表5でございますが、これについては下の表6と一緒にございまして、同一人でございます。請求件数が1件でございます。

それから、表6の自己情報利用停止請求の状況につきましては、請求件数が3件でございます。これは、いずれも郵送で請求があったものですから、この請求につきましては、本人確認が要件となっています。写真つきの証明書を確認して、それで請求を受け付けるわけですが、これにつきましては、5月19日、ことしになってから本人が来庁して確認をしたものですから、これは現在審査中ということでございます。

次は表7でございます。自己情報開示請求の状況でございます。これにつきましては、請求が2件ございまして、内訳でございますけれども、教育指導課の新宿区立教育センター教

育相談部における教育相談表。それと、同じく教育指導課の小学校の卒業式にかかわる請求者の処分に関する起案文書と。これは部分開示でございます。非開示部分につきましては、この表のとおり、保護者名とか教育委員会が東京都教育委員会にあてた文書の写し等でございます。

次のページでございます。表8と表9と一緒に説明させていただきます。

先ほど総括表で申し上げましたとおり、表8と表9については同一人で、郵送での請求でございます。内容につきましては、成績一覧表を各中学校で作成いたしまして、それを区全体の調査委員会で調査いたします。それを都の教育委員会提出する、そういう流れになっているわけでございますけれども、この成績一覧表の中の請求者の評価の部分が不公正であると。それで、実態に則した評価に訂正してほしいという内容でございます。この表8が訂正の請求でございます。表9が利用停止請求。これは、こういう間違った文書につきましては利用しないようにしてほしいという、そういう利用停止の請求でございます。これが表8と表9の部分でございます。

続きまして、表10は先ほど総括表で申し上げました8件の内訳でございます。これもすべて同一人でございまして、開示請求は16年度でございますけれども、不服申立てについては17年度になりますので、今現在審査中ということでございます。

次でございます。表11、個人情報業務登録、個人情報ファイル登録の総括表でございます。個人情報の業務登録と申しますのは、平成18年3月31日現在で教育委員会が登録している個人情報でございます。これは、672件プラス13件ということになります。一覧表につきましては、次のページからずっとついてございます。今現在、教育委員会はこういう個人情報を持っていますよという表でございます。そのうち、個人情報ファイル登録と、13件ございませけれども、この中身は、情報が集合していて事務の目的で達成するためにコンピューター処理できる、コンピューター検索できるものを別に登録しているものでございます。例えば名寄せができたり、どこかキーワードを入れますと、それに該当するものが全部出てくるとか、システムに組み込まれた個人情報がこの13件に当たるものでございます。

次、表12でございますけれども、目的外利用、外部提供、業務委託、指定管理者による管理及び電子計算機結合の状況総括表でございます。目的外利用はゼロでございます。外部提供につきましては、後ほどの別紙で出てきますけれども、校外施設の宿泊受付、宿泊者の個人情報1件。それから警察との相互連絡制度、これを教育委員会でやっけていまして、生徒さんのさまざまな情報を協定書に基づいて警察に連絡する制度をつくってあるわけござい

ますけれども、これが1件。その計2件が外部提供でございます。業務委託につきましては16件、後ほど別紙が出てきます。それから指定管理者による管理は2件でございます、区民ギャラリー、女神湖高原学園の2件でございます。

次のページから、ずっと個人情報の業務登録一覧が出てきます。それが19ページまで続きまして、その次が表14の個人情報ファイル登録一覧でございます。縦書きでございます。

その次が、表15の目的外利用の状況内訳でございます。これは、なしということでございます。

次が表16の外部提供の状況内訳。これは先ほど申しました近畿日本ツーリストとフードサービスシワ、これは女神湖高原学園を請け負っている会社でございますが、そこに外部提供していると。それから、表16 2が児童・生徒の健全育成に関する警察との相互連絡制度の協定に基づく外部提供内訳でございます。これは教育指導課で、児童・生徒指導ということで外部提供しているものでございます。

次のページでございますが、縦書きでございますけれども、個人情報の業務委託の状況でございます。これが内訳でございます。この16件やっているということでございます。

最後のページでございますが、表18が、先ほど申し上げた指定管理者による管理の状況内訳でございます、区民ギャラリーと女神湖高原学園でございます。

それから19の電子計算機結合の状況内訳については、実績がないということでございます。大変雑駁でございますが、以上でございます。

学校運営課長 報告2、平成18年度新宿区立小・中学校等児童生徒数についてを御報告いたします。

表は18年5月1日現在でございます。この日付は、学校基本調査の基準日に当たる日付でございます。

小学校の通常学級の方から御報告いたしますと、新1年生の合計が1,400人。前年同期に比較しますと43名の増でございます。小学校の通常学級の合計数が8,011名。前年に比較して36名の減でございます。学級数でございますが、合計が276学級。前年に比較して1学級の減でございます。このうち、西新宿小学校の6年生は40名でございますが、学級維持制度を適用して2学級で運営いたします。新1年生で大きく児童数が伸びましたのが、21番の落合第一小学校で、昨年度に比較して30名ふえております。ただ、この学校は、特に抽選になったわけではなく、管内の児童数がかかなりふえていたということが主な要因と考えられます。

続きまして、中学校の通常学級の生徒数でございますが、新1年生が合計で957名。前年



同期と比較して50名の増でございます。合計が2,858名。こちらは64名の減でございます。学級数は88。前年と比較して2学級の減でございます。中学校で一番大きな新1年生の増は牛込第一中学校で、38名の増でございます。減の方は西戸山第二中学校で、同じく38名の減でございました。

続きまして、心身障害学級の編制状況ですが、小学校の学級数が合計で24学級。4学級の増でございます。児童数は83名で、10名の増でございます。児童数には、この点線で囲ってある情緒障害の通級学級の児童は数えてございません。学級数の方はカウントしております。通常の知的障害と肢体不自由の固定学級で、愛日と柏木、新宿養護の肢体不自由と訪問、いずれも1学級ずつの増でございます。

中学校の方ですが、4番目の落合第二中学校の通級学級、こちらが新設でございます。学級数は、この新設学級を含めて8学級で、1学級の増でございます。生徒数は30名で、5名の増でございます。落合第二中学校は6名でスタートしました。

日本語学級でございますが、大久保小学校に設置しております。学級数2学級は前年と変わらず。児童数40名は1名の増でございます。

中央の右側に、小学生と中学生の総数を書いてございます。通常学級と心身障害学級の合計でございますが、小学生の総数が8,094。前年と比較して26名の減でございます。学級数は302。3学級の増でございます。中学校は2,888名。前年と比較して59名の減でございます。学級数が96。1学級の減でございます。

引き続きまして、18年度区立幼稚園園児数についてを御報告いたします。同じく5月1日現在の数字でございます。

園数は合計29園。休園が5園で、開園している園が24園。昨年と比較して1園の減と申しますか、休園の増でございます。

3歳児でございますが、13園で実施していることは前年と同様でございます。13学級で211名。その下に前年の数字を書き、増減を書いてございますが、6名の減でございます。

4歳児ですが、25学級で前年と同様でございます。市谷幼稚園と早稲田幼稚園が複学級。これも前年と同様でございます。園児数は479名。3名の減でございます。

5歳児ですが、やはり4歳児と同じように25学級で495名。前年比57名の減でございます。合計は63学級で、1,185名。前年と比較して66名の減でございます。

ここで定員充足率を申しますと、トータル1,185名は定員1,721名に対し、68.9%でございます。前年が72.7%、前々年は69.7%でございました。

本年度から落合第一幼稚園は休園でございます。休学級は、落合第五幼稚園の4歳児、落合第六幼稚園の5歳児でございます。園児数で一番多いのは、上から3番目、市谷幼稚園の93名が最大でございます。定員充足率が100%に達しておりますのは、中央やや下寄りの落合第三幼稚園が3、4、5歳児、いずれも定員いっぱい入っている園でございます。

以上、大変雑駁ですが、区立幼稚園園児数の御報告といたします。

中央図書館長 それでは、民間の専門学校等との交流事業の実施につきまして御報告申し上げます。

この交流事業につきましては、新宿区子ども読書活動推進計画に基づきまして、民間専門学校生の人材育成、それからボランティア活動への参加促進を図るために行うものでございます。現在、保育科及び児童科を設置している専門学校は、区内に該当校としては3校ございますが、今回1校ほど協定書を取り交わしましたので御報告申し上げます。

まず、事業の内容でございますが、1つはインターンシップ制度、これによりまして職業体験の場を提供していくと。それから2番目にはボランティア活動による図書館事業への参加交流ということで、学生の資質の向上とボランティア活動の参加促進を図るということでございます。実際に活動している内容につきましては、基本的な活動内容3点のうち1点、

の子どもたちへの絵本の読み聞かせ、これを5月19日金曜日から毎週金曜日に実施し、また実施する予定でございます。

それから、覚書の締結でございますが、これにつきましては、次の2枚目の方の資料でございます。こちらの方に専門学校と新宿区立図書館との交流事業に関する覚書ということで、最後の裏面を見ていただきますと、18年5月16日付で取り交わしたものでございます。

今回の対象校は、この締結されました日本児童教育専門学校でございまして、生徒数が約320名でございます。設置学科等につきましては表記のとおりでございます。

最後の4番目でございますが、今後の締結予定校としましては、東京教育専門学校と現在調整中でございます。

以上でございます。

教育指導課長 平成18年度使用文部科学省著作教科書及び107条図書の採択方針について御報告を申し上げます。

「新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱」に基づき、各学校の児童・生徒一人ひとりの障害の状況に応じた文部科学省著作教科書または一般図書を採択し

てまいりました。しかし、児童・生徒の障害や発達の状況は常に同じとは言いがたく、必ずしも採択時に採択した教科書が適しているとは限らない場合がございます。また、転入児童・生徒が教科書を給与されていない場合、例えば帰国児童・生徒のような場合、その際は本区が採択した教科書の中からしか給与することができません。一人ひとりの児童・生徒に適した教科書を選んで給与しなくてはならないのに、児童・生徒の障害の状況に応じた教科書を必ずしも提供することができないことが生じてまいります。

そこで、新宿区教育委員会は、これまでの採択方法の改善を図り、より児童・生徒の実態に応じた教科書を採択するため、下記に示す採択方針を新宿区教育委員会の107条図書採択の基本方針とし、今後もこの方針にのっとり採択を行うものでございます。

基本方針は、「新宿区立養護学校並びに新宿区立小学校及び中学校の心身障害学級において使用する教科用図書（文部科学省著作教科書及び107条図書）採択に関する要綱」に基づき、各学校の児童・生徒一人ひとりの障害の状況に応じた教科書に加え、東京都教育委員会が調査研究した一般図書を一括して採択するものでございます。

また、2ページ目をごらんください。

その方針に基づきまして、日程をまとめてございます。6月2日、本日この定例教育委員会で、ただいま申し上げました採択方針と日程の御確認をさせていただいたところでございます。6月16日から6月29日に法定教科書展示会を教育センターで行います。大体6月の下旬から7月にかけて、調査委員会、審議委員会を精力的に行いまして、7月7日、定例教育委員会で審議委員会からの答申を受け、8月4日の定例教育委員会で採択の予定でございます。なお、8月末までにその採択結果を東京都教育委員会に報告するというものでございます。

教育環境整備課長 それでは、第2回西戸山地区中学校統合協議会につきまして御説明申し上げます。

開催日時につきましては、こちらの5月15日でございます。開催場所は西戸山第二中学校。出席者はごらんのとおりでございます。

4の開催内容でございますが、(2)の議事のところをごらんいただきたいと思います。まず1点目が、西戸山地区中学校の要綱でございますが、1枚めくっていただきまして要綱案とございます。これについての確認を行ってございます。2番目といたしましては、統合時期、校地の確認ということで、お手元にピンク色の「統合協議会だより」がございます。その下のところに基本方針ということで、前回御報告してございますが、統合の時期は平

成23年4月と、そして統合新校の校地につきましては西戸山中学校の跡地に建設ということ  
を、再度確認させていただいてございます。

次に、(2)議事の でございますが、 、 の新校の校名、あるいは校歌・校章につ  
きましては、お手元の資料の要綱の次のページに、それぞれの選定方法のメリットとデメリッ  
トをつづったものを、まず説明してございます。結論的に申し上げますと、また次回以降引  
き続き協議ということでございますが、先ほどのピンク色の「統合協議会だより」のところ  
の上から2番目のところでございます。主な発言内容のところ校名についてというところ  
がでございます。主な意見といたしましては、「西戸山」という名称は残してもらいたいとい  
う、2番目のものでございます。あるいは下から2番目の、「西戸山」という名称がついて  
いる校名を数点挙げて、その中から生徒や地域の人に選んでもらうという方法。あるいは一  
番最後に、地域や生徒、こういった方々から広く公募して協議会で選定する方法といったも  
のがいろいろ議論されたわけでございますが、次回に、この協議については持ち越しという  
形になってございます。

以上が、第2回の西戸山地区統合協議会についてでございます。

それと、報告事項7番でございますが、これにつきましては口頭で御報告申し上げたいと  
思います。

西早稲田中学校、新宿中学校の起工式典でございますが、まず起工式典につきましては、  
西早稲田中学校が7月10日の月曜日、10時から11時でございます。旧戸塚第一中学校跡地に  
おきまして、招待者数、約103名程度を予定してございます。次に、新宿中学校の方でござ  
いますが、こちらが7月5日の水曜日、午後1時半から2時半まで。旧大久保中学校跡地を  
予定してございます。招待者数は95名程度を想定してございます。これにつきましては、別  
途案内通知を差し上げているところでございます。

それと、この両校の建設にかかりわしまして、建設工事の説明会を行うことになってござ  
います。それぞれ、ただいま申し上げました起工式がございまして、その1週間から10日前  
ということになっております。一応、今の予定では、6月末から7月頭、この辺を想定して  
ございます。これにつきましては、これから建設業者が決まりますので、その決定を待つて、  
具体的に周知を図って、説明会を開催したいというふうに考えてございます。

以上、口頭で説明させていただきました。

四谷子ども園開設担当副参事 それでは、私からは報告番号の8番、幼保連携・一元化の取  
組み状況について報告をさせていただきます。

報告の内容は、愛日・中町の幼保連携、17年9月から始まったものについて1点。それから2点目として、(仮称)四谷子ども園の関係についてでございます。

まず、1点目の愛日・中町の幼保連携について、17年度の連携に対する評価と課題、18年度の実践についてといった視点から報告をさせていただきたいと思っております。お手元の資料、別紙1をお開きいただければと思っております。

愛日・中町の幼保連携について。1番の項目で、幼保連携の目指すところということで記載をしております。生涯学習の始まりとして、人間形成の基礎を培う幼児教育の観点と未来に羽ばたく子どもたちの育ちを支える次世代育成の観点から、幼稚園、保育園の共通性を生かしながら、よりよい連携を目指すというところでスタートを切っているものでございます。

2番のところ、17年度の実践状況について整理をいたしております。6月の段階で、幼稚園条例の改正について教育委員会、議会の方で御審議をいただき、条例改正をさせていただいております。具体的には、9月の段階から合同の園舎で連携のスタートを切っております。また、愛日幼稚園としての預かり保育というものもスタートを切っております。下に参りまして、10月の段階で合同の遠足。それから1月になって愛日幼稚園としての給食を開始しております。

保護者との関係でございます。資料中段に、合同保護者懇談会というものが書いてございます。第1回、第2回、それぞれ資料に記載のとおり、こうした形で懇談会を開いてきてございます。

また、職員の、この幼保連携あるいは一元化ということに対する研修の部分でございます。9月の段階では各園、これは幼稚園、保育園の職員を招いて、そうした中での公開保育というものを行ってございます。また、2月、3月の段階では、幼保についての専門的な学識の方からアドバイスをいただくような形の園内研修というものを実施してきてございます。

それから、欄外にアスタリスクが打っております。預かり保育と給食の実践状況については、6ページをお開きいただければと思っております。資料の6ページ、愛日幼稚園預かり保育、給食の17年度の実績でございます。表の左側に登録人数というのがございます。これについては、幼稚園の園児さん全員に登録をさせていただくということで、園児数がそのまま登録者数という形になってございます。9月から42、44、44とあるように、約42名から44名の方が実際に登録をされているという状況でございます。預かりの実施日数、給食の実施日数、お

やつの実施日数というのが下にございます。平均の欄をごらんいただければと思います。各月預かりについては18.9日。給食については14.7日。以下、資料に記載のとおりのような状況の中で事業の方を展開してきてございます。

それから、最多の実施人数というところがございます。これは1日当たり最大で何人の方が御利用いただいたのかということを整理したものでございます。一例で申し上げますと、9月の預かり30人。これは9月の実施日において、1日最大30人利用された日があったと、そのような整理でございますので、よろしく願いいたします。

それから下にまいりまして、実施日の平均人数というところで、預かり保育については16.3人、給食については18.8人、おやつについては14.6人ということで、登録者との関係で申しますと、約半数の方が毎日使われているような状況にあるということが資料から見て取れます。

2ページをお願いいたします。2ページの3の項目で、17年度の連携に対する評価と課題についてということが記載してございます。大きく6点からとらえてございます。

まず、子どもたちの仲間意識の深まりと保護者の期待感の高まりというふうにとらえてございます。これは幼稚園のお子さん、保育園のお子さんが日々の日常的な交流を通じて関係が深まり、幼稚園、保育園というものを超えた仲間意識というものが生まれてきているというふうにとらえてございます。また、そうした子どもたちの変わってきている状況を見ながら、当初は保護者の方で不安とか心配という一定の声もございました。そういうものが逆に安心感だとか期待感につながってきている、変わってきているというふうにとらえているところでございます。

それから2番目、園行事に対する理解の共有と拡大の検討ということでございます。17年度は、まさに連携のスタートの年ということがございましたので、大きな行事から連携というものをやってきてございます。18年度については、17年度の実績を踏まえながら、さらに拡大していくというふうにとらえているところでございます。

3番のよりよい保育内容の検討と一層の連携の促進。これについても同じような視点からとらえているところでございます。

4番の保育・教育計画の見直し。これは若干仕組みの問題でございます。幼稚園の教育課程というのは届出の時期が3月になってございます。一方保育園の方は4月という点がありますので、これはやはり時期を合わせた方がいいだろうということで、今年度の作業については、3月に両方が揃って出せるようにというふうなところで、こちら側の基本になる関係

もありますので、こうした形で見直しを行ってきているところでございます。

それから5番の預かり保育・給食については、若干事務処理が煩瑣な部分があるというところで、その辺についての見直しが必要であるというようなところ。

それから6番、今後の連携のあり方、将来像の構築ということでございます。これは17年度、これまで進めてきた連携の取組みというものをどういうふうにとらえて、その上で現在検討されている幼児教育の在り方の検討会の中でも、この幼保連携あるいは一元化というものが課題となつてございます。そのことがありますので、これらを踏まえまして、合同保育・認定子ども園化というようなことも視野に入れながら、一層の連携強化を図っていきたいというようなところを課題としてとらえているところでございます。

4番、18年度の連携の取組みについてということで、3点ほどございます。

1つは職員のPTによる課題の整理と連携の一層の推進についてということです。これは、現在、連携というものがスタートを切つてございます。そのこともありますので、両園の職員を中心に、3ページ以降のところでは具体的な課題というものも一定の整理をかけてございまして、こうした課題を整理しながら一層の連携を深めていく、こういうような体制をつくってやっていきたいという点が1点。それから2点目としては、保護者に対しても積極的に情報を発信していく。あるいは合同の保護者懇談会を持っていく中で、こういう連携を深めていきたいということ。3点目としては、働く職員の意識を変える、意識を深めていくというようなところが、合わせての取組みとして必要だなというふうにとらえてございます。

以下、3ページ目、4ページ目、5ページ目については、それぞれ連携の中での具体的な課題ということでございますので、説明については省略をさせていただきたいと思つています。

続きまして、四谷の子ども園の関係でございまして、別紙2というところをお開きいただければと思つています。

この四谷の子ども園の関係については、5月に入りまして単体の各幼稚園、保育園、こちらの説明会というもの、あるいは懇談会というものを開催してきてございます。1番の開催日にありますとおり、開催日、場所、参加人数については資料に記載のとおりでございます。

2番に、主な意見等項目ということで、保護者の方からどのような意見が出たかということについて、一定の整理をかけてございます。(1)保育・教育内容等のところでは、子ども園の保育・教育内容というのは具体的にどういう内容なのか。あるいは(2)として、保育時間・学期についてということで、従来、幼稚園については午後2時までということが保育時間になってございます。この子ども園については午後3時までということで整理をし

てきてございます。その関係についてどういうふうなのか。あるいは、今幼稚園に通っていらっしゃるお子さんが子ども園に今度移られると、その場合に従来2時までだったものが3時になる中で、子どもの保育時間というものをどういうふうにとらえていったらいいのだろうかというような点。それから保育料の具体的な考え方、あるいは給食について委託ということも打ち出しております。そういう中でアレルギーへの対応、食の安全の関係、こういうような点について何点か質問をいただいております。

1枚お開きいただければと思います。

それぞれ、各懇談会で出た意見については、表の左側に今申し上げました項目ごとに整理をしております。出た意見・質問、それに対する回答、あるいはコメントというもの。それから備考欄に「四谷三幼」とか「四谷四幼」とか、あるいは「三栄町」ということで書いてございます。これは、それぞれのどの懇談会でどういう意見が出たかというものを整理しているものでございます。内容については資料に記載のとおりでございます。

全体の1ページ目にお戻りいただければと思います。

今後の進め方でございます。開設に向けての進め方についてというところ。子ども園の設置条例の関係については、施設の設置、あるいは保育の実施、保育料等を含んだもの。それから関連の規則については、第3回定例区議会に条例という形で提案をしていく予定でございます。したがって、教育委員会についても、その前の段階で御審議をいただくというような形での進め方になろうかと思っております。

それから、先ほど申し上げました保護者との関係でございます。6月24日、7月1日以降、資料に記載のとおりので、保護者との懇談会を引き続き重ねていきたいというふうに考えてございます。

報告については以上でございます。よろしくお願いたします。

内藤委員長 報告8までで全部でしたね。説明が終わりました。

では、まず報告1について御質疑のある方はどうぞ。情報公開制度及び個人情報保護制度の実施状況。

どうぞ。

櫻井委員 余りたくさんあるのと駆け足なので、ちょっと頭がこんがらがってしまってもわからないんですが、とりあえず1つだけ質問いいでしょうか。3ページの15というので、中学校教科用図書の調査報告書で、学校調査の美術の部分のみということで、これが非公開という。利害関係人というのわかりませんし、何で美術の部分のみが非公開になるのかもよ



くわからないんですが、とりあえずその辺のところを教えてください。

教育指導課長 今回の理由については、これが教科書審議検討中であったのですが、まず利害関係人ということですが、これは教科書会社さんということでございます。そして、なぜ美術かといえば、美術の教科書会社さんが美術に関して公開をということですので、ここに特定されたということでございます。

櫻井委員 それが、なぜ非公開というほどのものなんでしょうか。

教育指導課長 この部分は、学校調査の部分についての公開が求められましたので、これを公開しますと学校がどういう状況で出ているかということが特定されてしまいますので、御遠慮させていただいたということでございます。

櫻井委員 わかりました。ありがとうございます。

内藤委員長 御意見、御質疑ありますか。

この表16 - 2、所轄警察署に情報提供をするという、これはこういう事例の中身について、なかなか御説明を求めるのは難しいと思いますが、要するにこれは1件だけあったということですね。

教育指導課長 御指摘のとおり、あの協定を結んでから1件あったということでございます。

内藤委員長 これは、何で念を押したかという、こういう制度というか情報提供の道が開かれていて、全く利用されないということでも意味がありませんし、これが余り頻繁に行われると、やはり学校における指導と、じゃ警察に全部言えばいいのかという問題とが出てくるのかと思いますので、今回は件数を確認するに留めておきますが、今後の運用については、一層注意深く見ていく必要があると思います。

全体でどうなんでしょうね。余り開示請求が活発とは言えないような気がするんだけど。どなたでも、その辺、感想をお持ちの方。つまり特定の個人が非情に熱心にされているケースがあるけれども、一般的には情報公開に対する関心というのは、それほど高くないんじゃないかという印象を受けましたが、その辺どうですか。

教育政策課長 教育は、特に、逆に言うと多いかなという感じを持っています。多分、全体をまだ見ていませんけれども、部によってはほとんどないところもありますし、教育は、やはり学校関係ということでは、特に教育指導課の開示請求が多いかなと思っています。

部分的には、確かに委員長がおっしゃるように、自己情報などは同一人がかなり出していることがありますけれども、公文書の公開請求などはほかのところよりは多いのかのという感じを持っております。

区全体のものがここにありますので申し上げますと、全体で在住者が44でございます。区長部局が31でございます。教育委員会が8で議会が5と。事業者が全体23。区長部局が16で教育委員会7。在勤者が14で区長部局が13で教育委員会ゼロでございますね。在学者が区長部局が2で、教育委員会1、選管が1、議会が1の全部で5でございます。利害関係人が区長が3、教育委員会1、合計4で、全体で90でございます。90のうちの教育委員会が17ということでございます。それと、任意公開申出書が27のうち教育委員会が3で区長が24。全体の請求申出件数は117件で、区長が89、教育委員会が20、選管が2、議会6と。こういう内訳になってございます。

内藤委員長 わかりました。区長部局は多岐にわたるから、やはり相対的に教育委員会に関する情報公開の関心が比較的高いということがわかりました。

ほかに、御意見、御質疑ございますでしょうか。

ほかに御質問がなければ、次に報告2について御質疑のある方はどうぞ。新宿区立小・中学校等の児童生徒数の報告です。

さっきの説明でもありましたけれども、落合第一は、新しく学区内に相当世帯数がふえたということの反映なんですか。

学校運営課長 落合第一の学区域で、特に大きな開発が続いているわけではございませんが、この管内の学齢児と就学前の幼児の人口を見ておきますと、7歳の子どもが60人いるところに対し6歳の子どもが80人と。実際に住んでいる人口も、この6歳が多くなっております。そういうこともあって、ふえたものではないかと。言ってみれば、自然増といえますか、それだけ大勢の住んでいる学区域であると考えております。

内藤委員長 特に新しい人がふえたという意味じゃなくて、本来それだけの世帯数があるということですね。

御質疑、御意見ありますでしょうか。よろしいですか。

では、次に報告3について。これは新宿区立幼稚園園児数の報告です。御質疑のある方はどうぞ。

これは前にも伺ったことがあると思いますが、何か御質疑ありますか。

では、特になければ報告4に行きましょう。いいですか。では報告4、民間専門学校等との交流事業の実施について。

これは、ちょっと私が聞き逃して申しわけないんですけども、この日本児童教育専門学校、これが専門学校との交流事業との第1号なんですか。

中央図書館長 区内に3校、該当する学校がありますが、その中の第1号でございます。

内藤委員長 それで、続いて今度は東京教育専門学校とも締結の方向で調整中ということですね。これはいいんじゃないですか。図書館にとっても当然プラスになるし、専門学校の方も一種のインターンシップというのが教育実習の役にも立つと思うので、結構な企画だと思います。

御意見、御質疑ございますか。

どうぞ。

櫻井委員 全く不勉強で、日本児童教育専門学校という存在を知らなかったんですけども、これは4年制なんですか。

中央図書館長 こちらのレポートの方に書いてありますが、設置学科としまして3年制と2年制がございます。

内藤委員長 よろしいですか。

そういう意味では、卒業生はどういう職場に行くんでしょうか。

中央図書館長 学校の方のパンフレット等を見ますと、やはり保育士とか小学校の厚生施設職員とか児童館職員とかベビーシッター、ベビーシッターはあれですね、そういう関連企業とか、そういうようなところに進路を目指しているようでございます。

内藤委員長 わかりました。ほかに御質疑ございますでしょうか。

では、次は報告5について。107条図書の採択方針についての報告です。これは、新宿区教育委員会として採択する教科書に加えて、東京都教育委員会が調査研究済みの一般図書を、これももうまとめて全部採択すると、そういうことですね。

教育指導課長 はい、御指摘のとおりでございます。

内藤委員長 これは、そういうことでよろしいんじゃないかと思えますけれどもね。どうでしょう。よろしいですか。

では、報告6に移りましょう。報告6、西戸山地区中学校統合協議会について、御質疑ありますでしょうか。

どうぞ。

熊谷委員 この資料の、西戸山地区中学校統合協議会設置要綱(案)となっておりますけれども、一番下の附則だと4月1日から施行するということになっているので、この設置要綱はもう既に(案)が取れているというふうに考えてよろしいんでしょうか。

教育環境整備課長 大変申しわけございません。(案)が取れているということございま

す。この場で訂正していただきたいと思います。

熊谷委員 はい、わかりました。

内藤委員長 よろしいでしょうか。これを見ても、校名とか校章、学校の記章とか校歌とか、なかなか大変ですよ。ただ、よく協議して円滑に進むことを望みます。

続いて報告7、これは口頭であったやつかな。御質疑ありますでしょうか。

では、次に進みましょう。報告8、幼保連携・一元化の取組み状況について。よろしいですか。

ほかに御質問がなければ、本日の日程で報告9、その他となっていますが、事務局から報告事項がありますか。

教育政策課長 ございません。

内藤委員長 それでは、報告事項は以上で終了といたします。

#### 閉 会

内藤委員長 本日の教育委員会は以上で閉会といたします。

午後 3時 4分閉会